

養兔



西農第二三六號

西農羽村農會



昭和十八年八月三十日

各部農會長 殿

家兔飼育調査依頼ノ件

必要相之報キヲ以テ其協助ヲ、依頼之振之八月三十日現在ヲ左記
ニ依リ以調査報告相成度此段及以依頼信々

記

一報告期日

九月三日

報告

完了

8月31日現在家兔飼育調査表					
飼育 仔 計	種類		計	利用種	
	白	黒		フンゴウ	合
成	2	3	5	6	42
仔	2	1	3	6	45
計	4	4	8	12	87

備考 仔兔ハ生長三月未滿ノモノヲ云フ

磐田郡西淺羽村農會

一 日本近代養兔業史

西浅羽村の長溝には、昭和初期の公文書綴りがまとまって残されています。その中には養兔関係史料が多く収録されています。袋井市域では他に養兔関係の史料が見当たらないため、市内では珍しく、長溝に特徴的な史料ではないかと思えます。

本書には、残されている史料の全部ではありませんが、大部分の養兔関係史料を収録いたしました。公文書の常で、内容は断片的ですが、昭和という時代、長溝という地域の昭和を考える上で参考になればと思います。

養兔——産業として飼育される兎はアナウサギ (*Oryctolagus cuniculus*) の家畜種です。日本に野生分布しているのはノウサギ (*Lepus spp*) と、ニホンノウサギ (*Lepus brachyurus*) と北海道のユキウサギ (*Lepus timidus*) です。アナウサギとノウサギは染色体数が異なる (アナウサギ: $2n=44$ 、ノウサギ: $2n=48$) 完全な別種です⁽¹⁾。

日本では、明治の初頭に兎が流行しました。明治初頭にアメリカやフランス、中国、イタリアなどから輸入された様々な兎は、愛玩用の動物として人気を博しました。明治三年 (一八七〇) には東京湯島天神の社内で種兎の陳列会が開かれています⁽²⁾。

しかし、明治六年 (一八七三) に東京府が兎の集会と売買を取り締まったことで、この流行は終焉を迎え、兎相場は下落、多くの兎は野山に捨てられたり、鍋料理として屋台で売られました⁽³⁾。

その後、兎は毛皮や獣毛利用の方面から飼育に関心を持たれるようになります。明治九年 (一八七六) 頃から毛織物用の養兎の試みが始まっています。

明治十二年 (一八七九) に東京府は兎税を廃止、明治二十三年 (一八九〇) には日本政府の法律顧問ボアソナードの勧告により、兎売買に関す

る禁止事項は完全に解かれました。ボアソナードは、欧米では養兎が農家の副業として広く行われていることを念頭に置いて勧告をしたようです⁽⁴⁾。

この解禁で養兔業は皮革工芸や毛織物用の産業として広まっています。明治初頭の投機的な流行により、怪しい商売と見る向きもあったようですが、明治二十三年 (一八九〇) の第三回内国勸業博覧会などにも兎の毛織物が出品され、兎製品は年々種類を増やしていきました⁽⁵⁾。

日清・日露戦争により、寒冷地の防寒具として、軍隊で兎毛皮の需要が伸び、兎飼養者も著しく増加しました。

第一次世界大戦の勃発により欧米でも毛皮の需要が増大。兎の毛皮は海外に輸出され、優良貿易品として期待されるようになりました⁽⁶⁾。

昭和六年 (一九三一) の満州事変以降、兎は軍需産業として展開していきます⁽⁷⁾。

この時期、農林省は農家に副業を奨励するようになっていました。大正九年 (一九二〇) の戦後恐慌、大正十二年 (一九二三) の関東大震災、昭和初期に東北地方を襲った冷害による凶作、世界恐慌などによる打撃から、副業への関心が強くなり、昭和七年 (一九三二) に農林省に経済厚生部が設置され、部内に副業課が置かれました。この副業で、藁加工などとともに、兎毛皮が勧められました⁽⁸⁾。日本国内、多くの地域で、副業的に養兎が行われていたようです⁽⁹⁾。なお、袋井市域の藁製品については、本書「藁の戦争」の項を御参照ください。

昭和十四年 (一九三九) の証言として、山口俊策「時局と養兔業」(『地理』二(二)、一九三九) には、愛玩用だった兎は、「欧州大戦を一転機として産業的に新生面を開」⁽¹⁰⁾き、満州事変により、物資経済が緊張感を帯びた中で、被服資源に一大不安が生じ、兎毛皮はス・フ (本書「衣」に入り込む戦争) の項を御参照ください) と共に羊毛代用品として、戦時体制下繊維工業の中で関心を持たれるようになった、と記されています。

す(11)。

陸軍では、兎毛皮は昭和四年(一九二九)以降使用して満州事変で需要が急増。陸軍の防寒服には、緬羊毛皮・山羊毛・兎毛皮が利用されていて、兎は帽子・袴・裾など、軽快な活動を要する部分に多く使用されていました。航空服の袖口・帽子の一部にも使用されていたとのこと(12)。

ちなみに、山口によると、日清・日露戦争のときには、兎は、毛皮は防寒用に、肉は缶詰に利用されたとのこと(13)。陸海軍では、生肉、または缶詰として戦地の糧食としており、海軍では冷凍兎肉。兎肉缶詰を直接農村から購入していたと言います(14)。兎肉とはつきり分かる史料は袋井には残されていません。

宇仁義和によると、昭和の軍部では、肉の利用はほとんど行われなかったということです(15)。兎肉に関する史料がないのはそのためでしょうか？

二 長溝の養兎

では、長溝の史料を読んでいきましょう。戦時中の養兎、兎の供出については、研究はあるものの、地域で具体的にどのような手続、というか、段階を踏んでいたか、という細かな研究が見当たらないので、長溝の史料から推測しなければいけない面も多々あります。まず読んでみるのは、昭和十二年(一九三七)十一月二十九日付け「農第号外 兎供出ニ関スル件」です。

農第号外

(一九三七)

昭和十二年十一月廿九日

(静岡県警／田郡西浅羽／村農会之印)
西浅羽村農会(印)

長溝 部農会長殿

兎供出ニ関スル件

今回軍部ニ供出スベキ兎毛皮ノ供出割当有レ之候。就テハ御多忙中甚ダ恐入候へ共、左記数量供出相成様、御配慮相願度、此段及ニ御依頼一候也。

追テ、供出数増加ハ差支ナシ、(決定シタル数量十二月五日迄ニ報告願度)

備考、 価格、 百匁 二十口位、(生兎ノマ、供出)

出荷日ハ追テ通知ス。

記

一、供出数 六頭(16)

軍部に供出する兎毛皮、ということ、いかにも、な史料です。「生兎ノマ、供出」とありますが、「生兎」は、屠殺せずに生きたままの状態です。地方の養兎者は生兎で販売することが多かったそうです(17)。

兎の出荷方法がいくらか窺えるのは、昭和十二年(一九三七)十二月七日付け「供出兎集荷ニ関スル件」です。

(一九三七)

昭和十二年十二月七日

(静岡県警／田郡西浅羽／村農会之印)
西浅羽村農会(印)

各部農会長殿

供出兎集荷ニ関スル件

過日御願ヒ致シ候郡部供出兎、左記ニヨリ集荷可レ致候間、御迷惑ニハ候へ共、供出者へ可レ然御通知被レ下度、此段及ニ御依頼一候也。

尚 供出兎ハ、袋又は籠ニ入レ、名札ヲ付シ御持参願度候。

記

一、集荷日時 十二月十五日午前八時

二、集「」

(後欠) ㉞

この史料は破損が大きく、後ろが欠けていますが、読めるところの尚書を読むと、「供出兔ハ、袋又は籠ニ入レ、名札ヲ付シ御持参願度候」とあつて、供出兔は、袋または籠に入れて、名札を付けて持っていくのだそうです。この運び方は、江戸時代以前の荷物の運び方㉞と近しく、予期せぬところで歴史の連続する面を見ることになり、ちよつと感慨深くもあります。

こうした兔供出は、定期的なものに加え、臨時の供出もあつたようです。昭和十三年(一九三八)十一月二十五日付け「軍兔供出ニ関スル件」には、かなり唐突な兔供出依頼があつたらしいことが記されています。

(一九三八)
昭和十三年十一月廿五日
西浅羽村農会(印)
(静岡県磐田郡西浅羽村農会之印)

部農会長殿

軍兔供出ニ関スル件

本日其ノ筋ヨリ電話有リ、急ニ供出致スコト、相成候条、左記ニ依リ軍兔取纏メ度候間、貴部内養兔家ニ御話シノ上、多数供出相願度、此段及ニ御依頼ニ候也。

追而供出数量二十八日朝迄ニ御申出相成度。尚供出兔ハ六百匁以上ノモノニ付、念ノ為申添候。

記

十一月二十九日午前八時 農会 ㉞

電話があり、急遽兔を供出することとなった、とのこと。兔は六〇〇匁(約二五〇グラム)以上、とわざわざ念押ししています。

なぜ急に兔(毛皮)が必要になったのでしょうか。

はっきりとは分かりませんが、一九三七年七月七日に盧溝橋で日中両

軍が衝突。日中戦争が勃発します。その後、戦いは続き、一九三七年十二月十三日には、中国国民政府の首都である南京が陥落、今見た「軍兔供出ニ関スル件」に近い時期だと、昭和十三年(一九三八)十月二十七日には、日本軍は武漢三鎮を占領しています。そして、昭和十三年(一九三八)十一月三日には近衛文麿首相は、戦争目的について、「東亜永遠の安定を確保すべき新秩序の建設に在リ」とする声明を発表。「軍兔供出ニ関スル件」を挟む十二月二十二日には、「東亜新秩序」建設の意義、満州国の承認、共同防共、経済提携などの日本側の要求を具体的に挙げた声明を発表します㉞。十二月の声明は「近衛声明」などとも呼ばれています。こうした流れの中で、何かしらの軍事作戦を想定して、急遽大量の兔を要求したということではないでしょうか。

とはいえ、昭和十四年(一九三九)二月二十一日付け「農第一一号 軍用兔供出ノ件」などを見ると、通知から集荷までの日数は、先ほどの「急ニ供出」の「軍兔供出ニ関スル件」よりも短い場合があります。

農第一一号
(一九三九)

昭和十四年二月二十一日

西浅羽村農会(印)
(静岡県磐田郡西浅羽村農会之印)

各部農会長殿

軍用兔供出ノ件

軍用兔供出方其ノ筋ヨリ申越有レ之候由、左記ニヨリ集荷可レ致候ニ付、貴部内ヨリ多数供出相成様御配意相煩度、此段御願申上候。

記

一、日時 二月二十四日 午前九時

一、集荷場所 役場 ㉞

先に見た昭和十二年(一九三七)十二月七日付け「供出兔集荷ニ関スル件」に「過日御願ヒ致シ候郡部供出兔」とあることから、地域への兔供

出関係通知は、何段階に分けて、何日にどれだけの量を供出、という具合で要求していたことが窺えます。先ほどの「急ニ供出」は、そうした段階を跳び越えたものだったのでしよう。

昭和十六年（一九四一）十二月二十七日付け「西農第二四〇号 生兎出荷日割決定ノ件」を見ると、毎年度、供出日程が事前に周知されていたことが窺えます。

西農第二四〇号

（九四二）

昭和十六年十二月二十七日

（磐田郡／西浅羽村／農会印）
西浅羽村農会（印）

部 農 会 長 殿

生兎出荷日割決定ノ件

昭和十六年度集荷配給要綱ニ依り、本年度ノ生兎ノ出荷日割左記ノ通り決定シタルニ付、出荷希望ノ向ハ当日相違ナク出荷相成様、飼育者ニ御通知相成度、此段及ニ御依頼候也。

左 記

一、出荷日時 十二月二十一日午前十一時迄

一、出荷場所 西浅羽村農会事務所（印）

「昭和十六年度集荷配給要綱」という資料に基づき、出荷日割が決定されています。こうした要項で、養兎家の皆さんは、毎年度の出荷日を大体予想していたのでしよう。昭和十七年（一九四二）一月十日付け「西農第一〇号 軍用兎出荷日割通知ノ件」には、要項云々は書かれていますが、同趣旨と見て良いでしよう。

西農第一〇号

（九四二）

昭和十七年一月十日

（磐田郡／西浅羽村／農会印）
西浅羽村農会（印）

部 農 会 長 殿

軍用兎出荷日割通知ノ件

一月ノ軍用兎出荷日割左記ノ通り決定シタル旨、郡農会ヨリ通知有レ之候条、当日ハ晴雨ニ不レ拘出荷相成様、貴部内当業者ニ御通知被レ下度、此段及ニ御依頼候也。

記

一、日 時 一月二十日午前十時

二、出荷場所 西浅羽村農会事務所（印）

この史料では、天候の晴雨にかかわらず出荷を行う、とあります。まあ、兎の出荷なので、そうなのでしょうね。

これまでの史料では、出荷はもっぱら農会事務所や役場で行われていました。昭和十七年（一九四二）二月四日付け「西農第四一号 軍用兎出荷日割通知ノ件」では、「養鶏組合事務所」で行われています。

西農第四一号

（九四二）

昭和十七年二月四日

（磐田郡／西浅羽村／農会印）
西浅羽村農会（印）

部 農 会 長 殿

軍用兎出荷日割通知ノ件

標記軍用兎出荷日割左記ノ通り通知有レ之候条、貴管下飼養者ニ御通知相成度、此段及ニ御依頼候也。

記

一、日 時 二月十四日午前九時

一、場 所 養鶏組合事務所（印）

昭和十七年（一九四二）には、養鶏組合事務所で集荷することが多かったです。昭和十七年（一九四二）三月十二日付け「西農第七四号 軍用兎集荷日割通知ノ件」でも、集荷場所は養鶏組合事務所です。

西農第七四号

(一九四二)

昭和十七年三月十二日

西浅羽村農会

(磐田郡／西浅羽村／農会印)

部農会長殿

軍用兎集荷日割通知ノ件

(一九四二)

昭和十七年三月軍用兎集荷日割左記ノ通り決定仕リ候条、貴管内当業者ニ漏レナク御通知ノ上、可レ然御配意被レ下度候。

記

一、集荷日時 三月二十日午後一時ヨリ三時マデ

一、集荷場所 西浅羽村養鶏事務所

(印)

ただ、昭和十七年(一九四二)四月六日付け「西農第九四号 軍用兎集

荷日割ニ関スル件通知」を見ると、昭和十七年度は、四月六日で兎供出を打ち切りとする、とのことでした。

西農第九四号

(一九四二)

昭和十七年四月六日

西浅羽村農会

(磐田郡／西浅羽村／農会印)

部農会長殿

軍用兎集荷日割ニ関スル件通知

四月分軍用兎集荷日割ハ別記ノ様決定仕リ候条、貴部農会内漏レナク御通知ノ上出荷上遺憾無キヲ期セラレ度願上候。

追而集荷ハ今回ヲ以テ本年度付打切ラル、趣キニ有レ之候ハ、増殖用ニ必要ナル種兎並ニ仔兎ニ就イテハ特別ノ御考慮ヲ払ハレ、軍用兎ノ増殖上遺憾ナキ様御高配御煩し度願上候。

記

一、日時 四月九日午後一時ヨリ午後三時迄

(時間励行ノコト)

一、場所 西浅羽村養鶏事務所

(印)

実際、この後しばらく兎供出の記事は見当たりません。この時期の出来事を調べてみても、事情はよく分かりません。ただ、昭和十八年(一九四三)五月二十日付け「西農第一四四号 軍用兎集荷ニ関スル件」などを見ると、何事もなかったかのように、兎供出が再開しています。

西農第一四四号

(一九四三)

昭和十八年五月二十日

西浅羽村農会

(磐田郡／西浅羽村／農会印)

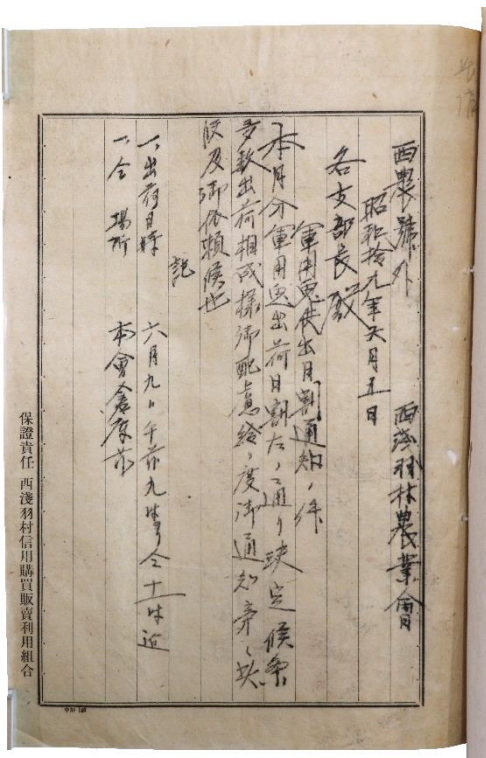
各部農会長殿

軍用兎集荷ニ関スル件

五月分軍用兎、左記ノ通り集荷致スベクニ付、多数出荷スル様御配意相成度、此段及ニ御依頼候也。

記

一、集荷日時 五月二十二日午後一時ヨリ午後三時迄



【写真1】

「西農号外 軍用兎供出日割通知ノ件」
(本書 247 号)

一、集荷場所 組合倉庫前(㉔)

「多数出荷スル様御配意相成度」などという言葉も添えています。昭和十九年(一九四四)六月五日付け「西農号外 軍用兎供出日割通知ノ件」を見ると、「多数出荷してね」という文言はほぼ定例化していたようです【写真1】。

(野外鉛筆書)
『長溝』

西農号外 西浅羽村農業会
(一九四四)

昭和拾九年六月五日

各支部長殿

軍用兎供出日割通知ノ件

本月分軍用兎出荷日割左ノ通り決定候条、多数出荷相成様御配慮給り度御通知旁々此段及ニ御依頼一候也。

記

一、出荷日時 六月九日午前九時ヨリ全十一時迄

一、全 場所 本会倉庫前(㉔)

昭和十八年(一九四三)八月二十三日付け「西農第二三六号 家兎飼育調査依頼ノ件」には、長溝で当時飼育されていた兎に関する調査結果が書かれています。

西農第二三六号 西浅羽村農業会 (印)
(磐田郡／西浅羽村／農会印)

昭和十八年八月二十三日

各部農会長殿

家兎飼育調査依頼ノ件

必要有レ之趣キヲ以テ其筋ヨリノ依頼モ有レ之、八月三十一日現在ヲ左記ニ依リ御調査報告相成度、此段及ニ御依頼一候也。

記

一、報告期日 九月三日(㉔)

この依頼文に続いて表(下)があり、当時の長溝における兎飼育数が分かります。

表中の「短毛種」は食肉用かもしれませんが、多分毛皮用だと思います。「短毛種」中の「白色」は、

「日本白色種」は、屠殺、剥皮して毛皮を得るために広く普及した品種です。「アンゴラ」はアンゴラ兎で、アンゴラ兎の場合は、屠殺せずに毛刈りをして、集めた毛を出荷しました(㉔)。

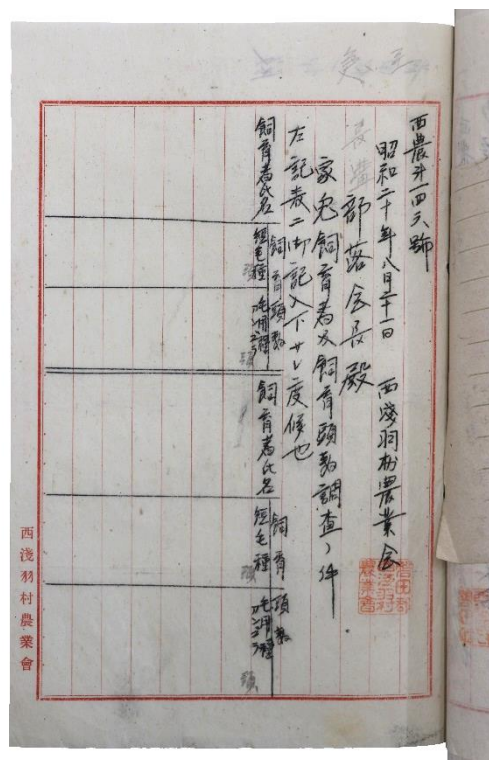
先に見た史料で「生兎」として出荷されていたのは、表中では「短毛種」中の「白色」と書かれた品種だったことでしょう。

このほか、本書三〇〇号、昭和二十年(一九四五)八月二十一日付け「西農第一四六号 家兎飼育者及飼育頭数調査ノ件」(『昭和二十年四月以降 送付綴』長溝自治会文書近代一八の内)にも兎調査がありますが、

8月31日現在 家兎飼育頭数調査表						
	短毛種		計	毛用種	合計	
	白色	其他		アンゴラ		
成 兎	2 3	1 3	3 6	6	4 2	
仔 兎		—	5	—	5	
計	2 8	1 3	4 1	6	4 7	
『備考 仔兎ハ生後三ヶ月未満ノモノヲ云フ』(この行野外)						

昭和18年(1943)8月23日付け「西農第二三六号 家兎飼育調査依頼ノ件」本書223号 「8月31日現在 家兎飼育頭数調査表」

こちらは回答が付されていないので、飼育頭数などは分かりません【写真2】。



【写真2】「西農第一四六号 家兔飼育者及飼育頭数調査ノ件」(本書 300 号)

- ㉒ 正田陽一「自然の文化誌 家畜編 23 ウサギの転職——日本の養兔業の歩み」『自然=Nature』37 (11)、一九八二年)、宇仁義和「近代日本の養兔事業(1) 戦前編: 副業と軍需物資の間で」『オホーツク産業経営論集』30 (1)、二〇二一年)。英語では、アナウサギは rabbit、ノウサギ、ユキウサギは hare という。そのあたりは宇仁論文を参照。
- ㉓ 森治子「明治大正期の博覧会と兎」『風俗史学』一九、二〇〇二年) 七〇頁。
- ㉔ 森治子「明治大正期の博覧会と兎」(前掲注2参照) 七一頁。捨てられた兎は「しめこ鍋」という安い屋台料理にされたり、襟巻きなどになったという。森論文七五頁を参照。
- ㉕ 森治子「明治大正期の博覧会と兎」(前掲注2参照) 七二頁。
- ㉖ 森治子「明治大正期の博覧会と兎」(前掲注2参照) 七五—七六頁。

- ㉗ 森治子「明治大正期の博覧会と兎」(前掲注2参照) 七八頁。
- ㉘ 森治子「明治大正期の博覧会と兎」(前掲注2参照) 七九頁。
- ㉙ 宇仁義和「近代日本の養兔事業(1) 戦前編: 副業と軍需物資の間で」(前掲注1参照) 四六頁。
- ㉚ 宇仁義和「近代日本の養兔事業(1) 戦前編: 副業と軍需物資の間で」(前掲注1参照) 四六—四七頁。
- ㉛ 山口俊策「時局と養兔業」『地理』二二(二)、一九三九年) 二五七頁。
- ㉜ 山口俊策「時局と養兔業」(前掲注8参照) 二五八頁。
- ㉝ 山口俊策「時局と養兔業」(前掲注8参照) 二五八頁。
- ㉞ 山口俊策「時局と養兔業」(前掲注8参照) 二五九頁。
- ㉟ 宇仁義和「近代日本の養兔事業(1) 戦前編: 副業と軍需物資の間で」(前掲注1参照) 四六頁。

(16) 昭和十二年(一九三七)十一月二十九日付け「農第号外 兎供出

ニ関スル件」(文書綴) 長溝自治会文書近代八の内。本書三一号。

(17) 宇仁義和「近代日本の養兎事業(1) 戦前編…副業と軍需物資の間で」(前掲注1参照) 四七頁。

(18) 昭和十二年(一九三七)十二月七日付け「供出兎集荷ニ関スル件」(文書綴) 長溝自治会文書近代八の内。本書三三号。

(19) 馬場基「荷札と荷物のかたるもの」(『日本古代木簡論』吉川弘文館、二〇一八年、初出二〇〇八年)。

(20) 昭和十三年(一九三八)十一月二十五日付け「軍兎供出ニ関スル件」(『昭和拾参年度 参考書綴』長溝自治会文書近代九の内)。本書六二号。

(21) 有馬学『日本の歴史23 帝国の昭和』(講談社学術文庫、二〇一〇年、初出二〇〇二年)。伊香俊哉『戦争の日本史22 満州事変から日中全面戦争へ』(吉川弘文館、二〇〇七年)。

(22) 昭和十四年(一九三九)二月二十一日付け「農第一号 軍用兎供出ノ件」(『昭和拾参年度 参考書綴』長溝自治会文書近代九の内)。本書七〇号。

(23) 昭和十六年(一九四一)十二月二十七日付け「西農第二四〇号 生兎出荷日割決定ノ件」(文書綴) 長溝自治会文書近代一四の内。本書一六三号。

(24) 昭和十七年(一九四二)一月十日付け「西農第一〇号 軍用兎出荷日割通知ノ件」(文書綴) 長溝自治会文書近代一四の内。本書一六七号。

(25) 昭和十七年(一九四二)二月四日付け「西農第四一号 軍用兎出荷日割通知ノ件」(文書綴) 長溝自治会文書近代一四の内。本書一七三号。

(26) 昭和十七年(一九四二)三月十二日付け「西農第七四号 軍用兎集荷日割通知ノ件」(文書綴) 長溝自治会文書近代一四の内。本書一七五号。

(27) 昭和十七年(一九四二)四月六日付け「西農第九四号 軍用兎集荷日割ニ関スル件通知」(文書綴) 長溝自治会文書近代一四の内。本書一七八号。

(28) 昭和十八年(一九四三)五月二十日付け「西農第一四四号 軍用

兎集荷ニ関スル件」(昭和十八年度書類綴) 長溝自治会文書近代一五一の内。本書二二三号。

(29) 昭和十九年(一九四四)六月五日付け「西農号外 軍用兎供出日割通知ノ件」(昭和十九年度前半期書類綴) 長溝自治会文書近代一六の内。本書二四七号。

(30) 昭和十八年(一九四三)八月二十三日付け「西農第二三六号 家兎飼育調査依頼ノ件」(昭和十八年度書類綴) 長溝自治会文書近代一五一の内。本書二二三号。

(31) 宇仁義和「近代日本の養兎事業(1) 戦前編…副業と軍需物資の間で」(前掲注1参照) 四六頁。